

令和5年分 税の申告

問い合わせ 市税務課 ☎43・8117



確定申告受付期限 ●津屋崎行政センター 2月29日(木) ●市役所別館 3月14日(木)
●香椎税務署 3月15日(金)

イオンモール福津スマホ申告会場 (2階イオンホール)

日時 1月31日(水)~2月2日(金) 午前10時~午後3時 ※最終日は午後6時まで
受付可能な所得内容 給与・年金・配当・一時・譲渡(住宅借入金等特別控除の適用に伴うものに限る)
予約方法 当日会場で整理券を配布
※自分のスマートフォンが必要です
※イオンモール福津に確定申告の問い合わせは絶対にししないでください

香椎税務署申告会場



日時 2月16日(金)~3月15日(金) 午前9時~午後4時
※土曜・日曜日、祝日を除く。 ▲税務署の予約はこちらから
受付可能な所得内容 全ての申告内容を受け付けできます
予約方法 当日、会場で整理券を配布または事前にLINE
※原則、自分のスマートフォンを使い、自分で申告書を作成
問い合わせ 香椎税務署 ☎092・661・1031

市役所申告会場 (市役所別館大ホール、津屋崎行政センター)

スマートフォンやパソコンによる電子申告を推奨するため、対面による受け付けは令和6年1月1日時点で65歳以上(昭和34年(1959年)1月2日以前に生まれた人)もしくは公的年金所得(老齢年金)がある人の申告のみで、それ以外の人々の申告を一緒にしたり、代理で受け付けたりすることはできません。スマートフォンやパソコンによる申告書作成・電子申告や市役所の自主作成コーナーの利用(要予約)をお願いします。

市役所別館大ホール 日にち

2月16日(金)~3月14日(木) ※土曜・日曜日、祝日を除く。3月12日(火)~3月14日(木)は税理士受け付けの確定申告はできません。また、2月22日(木)、2月26日(月)、2月27日(火)は税理士受け付けはありません。香椎税務署職員がスマホ申告をサポートします。

津屋崎行政センター 日にち

2月16日(金)~2月29日(木) ※土曜・日曜日、祝日を除く

受付可能な所得内容

営業、農業、不動産、保険の外交員などの個人事業主、給与、年金、配当、一時

予約方法

インターネット、または電話

インターネットで予約

2月1日(木) 午前9時~3月13日(水) ※24時間受け付け可能

市公式ホームページまたは、QRコードから予約受付ページにアクセスし、希望日時のほか必要事項を入力し



▲市の予約はこちらから

てください。予約が完了したらメールで予約完了のお知らせが届きます。

電話で予約 2月1日(木)~3月13日(水) 午前9時~午後4時 ※土曜・日曜日、祝日を除く
コールセンター ☎0570・018202

※予約開始から数日間、または午前中は電話が集中してつながりにくいことがあります。それらを避けると比較的つながりやすいです

①電話する前に、市職員受付、税理士受付(営業・農業・不動産・利子・総合(短期・長期)譲渡・退職所得がある人)、自主作成コーナーのうち、自分が該当するものを確認しておく。また、23ページの注意事項を必ず確認しておく。

②①で確認した受付予約枠、希望の申告会場や日時を伝える。 ※希望日時の予約が埋まっている場合は、空いている会場、日時をご案内します

③予約を完了する前に必要書類や注意事項の説明を受ける。

市県民税の申告 ~スマホ・パソコンから申告書が作成できます~

市県民税申告とは、所得税がかからない人など、確定申告の必要がない人が行う収入や控除などの申告で、市に提出するものです。

申告期間 2月16日(金)~3月14日(木)

申告方法

・スマホやパソコンで作成した申告書を印刷して郵送
または持参 市公式ホームページのトップページから「くらし・手続き・環境」→「税金」→「個人住民税(市・県民税)」のページ内にある「住民税試算システム」で作成できます。システム上で申告書を作成・

印刷して市税務課宛てに郵送もしくは市役所の確定申告会場に持参してください。

郵送先 〒811-3293(住所不要)福津市税務課宛て

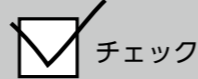
・確定申告会場で受け付け 確定申告と同様に申告の予約をしてください。収入の種類によって市職員受付か税理士受付に分かれます。市県民税申告の場合もどちらかを選んでください。

・電話で申告 特定の人のみ ※収入が遺族年金、障害年金のみで誰も扶養していない人

問い合わせ 市税務課 ☎43・8117

注意事項

申告に持っていくものや、申告当日の注意点など予約時に確認いただく内容です。インターネット予約の場合、予約画面に以下の内容が載っています。内容確認後「すべて確認しました」にチェックをお願いします。電話予約の場合、あらかじめ以下の内容をご確認の上、お電話ください。コールセンターのスタッフが最終確認し、ご本人の代わりに「すべて確認しました」にチェックをさせていただきます。事前の確認が難しい場合は、口頭で説明します。



医療費控除またはセルフメディケーション税制の控除を受ける人は、以下の準備が必要です。

- ①医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」を事前に作成し、添付することが義務化されました。医療費通知を使用する場合、実際に支払った額の合計を明細書に記載してください。支払った年が混ざらないようご注意ください。
- ②セルフメディケーション税制の控除を受ける人は「セルフメディケーション税制の明細書」と一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類が必要です。
※どちらの控除を受ける場合も領収書の添付は不要です。ただし、自宅で5年間保存してください
※明細書用紙は税務署・市税務課・津屋崎行政センター・国税庁ホームページで取得できます

営業・農業・不動産の所得がある人は収支内訳書の作成が必要です。事前に作成し、帳簿や領収書、交付金に関する通知など収支が分かるものを持ってきてください。なお、収支内訳書の作成が済んでいない人は申告できません。

譲渡所得・分離配当所得・先物取引・贈与税・雑損控除の申告は、市の会場では受け付けできません。税務署で申告してください。

自主作成コーナー利用の際、市職員受付に該当する項目(所得:配当・一時・給与・年金、控除:医療費・寄附金)以外の入力方法などの問い合わせについて、当日に会場での対応はできかねます。不明な点は香椎税務署へお問い合わせいただくよ

うになりますので、あらかじめご了承ください。

当日は、予約時間5分前には会場にお越しください。予約開始時間を10分過ぎると、予約は取り消しとなりますのでご注意ください。順番が呼ばれる前に電話などで席を外す場合、受付にお声掛けいただければ会場を出ていただいても問題ありませんが、順番をお呼びした際、会場内にはいない場合、予約を取り消します。なお、予約時間より早くお越しいただいた場合も、予約開始時間までお待ちいただきます。会場内の待合席には限りがあるため、到着が早過ぎる人は一度ご帰宅いただく場合があります。ご協力をお願いします。

- 申告に必要な書類をご持参ください。
- ・本人確認書類(運転免許証など)
 - ・申告者本人および被扶養者のマイナンバーが分かるもの
 - ・収入が分かるもの(源泉徴収票、収支内訳書、決算書、支払調書など)
 - ・控除の証明書類(支払った社会保険料や国民年金保険料の領収書、生命保険・地震保険の控除証明書、医療費控除の明細書、寄附金の領収書など)
 - ・心身に障がいのある人は障害者手帳など
 - ・本人名義の金融機関の口座番号が分かるもの ※還付の場合は必須
 - ・電子申告(e-Tax)に関する利用者識別番号(16桁の数字)が分かるもの ※持っている人のみ
 - ・スマートフォン ※香椎税務署職員受け付けを予約した人のみ
 - ・印鑑(スタンプ印、ゴム印は不可)

令和5年分の確定申告は、ご自宅から e-Tax で送信!

令和4年分の確定申告をした人のうち、3人に2人が、スマートフォンやパソコンを使ってe-Taxで申告しています。令和5年分の確定申告は、ぜひ自宅からe-Taxをご利用ください。確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

スマートフォンを使って作成する人はこちらから▶



作成コーナー

検索

確定申告書等作成コーナーの操作方法



○福岡国税局オリジナルの操作マニュアルはこちら

福岡国税局 操作マニュアル 検索



○操作方法などを動画で確認したい場合はこちら

動画で見る確定申告 検索

問い合わせ e-Tax・作成ヘルプコーナー ☎0570・01・5901 (全国一律市内通話料金)